


# 監査報告書

平成25年 5月10日

公益財団法人 高橋記念美術文化振興財団

理事長 今井康夫様

監事 牧野日彦 

監事 畔柳新文 

私たち監事は、当法人の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度の理事の職務の執行及び財務諸表等について監査を行いましたので、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその付属明細書を監査しました。

さらに、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその付属明細書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表並びに財産目録（以下、「財務諸表等」という。）について監査を行いました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、当財団法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 財務諸表等の監査結果

- ① 上記の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 当事業年度末の財産目録が一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認めます。

以上